



## グローバルモビリティ～国内税務～

### コロナ禍での一時退避者に係る年末調整：ケース別留意点

2021年11月

#### はじめに

緊急事態宣言が解除され、日本への一時退避者の人数は減少していますが、昨年同様に年末に向けて課税処理が必要なケースが続いています。

昨年は非居住者としての課税の検討でよかったものが、今年は日本への一時退避期間が長期化し、日本居住者になってしまうケースや再渡航後に出張で戻ってくるなど複雑な取扱いが増加しています。本稿では一時退避者の取扱いを社内で簡単に確認ができるようにケース別に整理してみました。

#### 1. 居住形態の確認

給与課税について正しく処理するためには、まずその給与所得者が日本の「居住者」に該当するのか「非居住者」に該当するのか整理が必要になります。

以下、定義と課税範囲についてまとめています。

## 居住者・非居住者の区分と課税対象となる所得の範囲

	定義	課税範囲
居住者	(日本国籍者の場合) ・日本国内に住所 <sup>*1</sup> がある個人 ・日本国内に現在まで引き続いて1年以上居所 <sup>*2</sup> がある個人	全世界所得
非居住者	居住者以外の個人	国内源泉所得

<sup>\*1</sup>住所について所得税法上定義はなく、民法上の借用概念より「生活の本拠」とされています。

<sup>\*2</sup>居所とは生活の本拠までとはいかないものの、相当期間継続して居住している場所とされています。

## 2. 一時退避者のケース別取扱いについて

コロナ禍での一時退避者について、ケース別に課税方法、留意点について見ていきたいと思えます。

### <ケース1> 海外に出向していた従業員を一時帰国させた場合（日本での滞在が183日を超えない場合）

納税区分	非居住者（一時帰国であり日本に住所を有していないため）	
給与支払者	内国法人	外国法人（日本に支店等の拠点なし）
課税関係	源泉徴収	非居住者の確定申告
税率	20.42%の分離課税	
留意点	国内法の規定により国内源泉所得となる給与については、帰国一日目より課税となるが、居住地域と日本との間で租税条約の締結があり、短期滞在者免税の要件を満たせば、免税の適用あり。	

### <ケース2> 海外に出向していた従業員を一時帰国させた場合（日本での滞在が183日超一年未満の場合）

納税区分	非居住者（一時帰国であり日本に住所を有していないため）	
給与支払者	内国法人	外国法人（日本に支店等の拠点なし）
課税関係	源泉徴収	非居住者の確定申告
税率	20.42%の分離課税	
留意点	租税条約の締結国からの一時帰国であっても短期滞在者免税の要件を充足せず、帰国一日目から課税。	

### <ケース3> 海外に出向していた従業員を一時帰国させた場合（日本での滞在が一年を超える場合）

納税区分	居住者（一時帰国であるが、一年以上居所があるため）	
給与支払者	内国法人	外国法人（日本に支店等の拠点なし）
課税関係	源泉徴収	居住者の確定申告
税率	総合課税による超過累進税率	
留意点	年の途中で一年を超える場合には、超えたときから居住者として課税。 非居住者期間の課税については、租税条約の短期滞在者免税の規定の内容により異なる（暦年中の非居住者期間が183日を超えない場合には、短期滞在者免税の適用により免税となるケースもあり）。	

### <ケース4> 一時帰国期間が一年を超える出向者が赴任地に再渡航した場合

納税区分	一時帰国期間が一年を超える場合には超えた時から居住者。再渡航後は非居住者
------	--------------------------------------

給与支払者	内国法人	外国法人（日本に支店等の拠点なし）
課税関係	源泉徴収	居住者／非居住者の確定申告
税率	居住者は総合課税による超過累進税率、非居住者は 20.42%の分離課税	
留意点	<p>年の途中で一年を超える場合には、超えた時から居住者として課税。</p> <p>再渡航した場合には、出国した日の翌日から非居住者に該当。非居住者期間の課税については、租税条約の短期滞在者免税の規定の内容により異なる（暦年中の非居住者期間が 183 日を超えない場合には、短期滞在者免税の適用により免税となるケースもあり）。</p>	

#### <ケース 5> 一時帰国期間が一年を超える出向者が赴任地に再渡航したが、日本に出張ベースで再度一時帰国する場合

納税区分	一時帰国期間が一年を超える場合には超えた時から居住者。再渡航後は非居住者	
給与支払者	内国法人	外国法人（日本に支店等の拠点なし）
課税関係	源泉徴収	居住者／非居住者の確定申告
税率	居住者は総合課税による超過累進税率、非居住者は 20.42%の分離課税	
留意点	<p>年の途中で一年を超える場合には、超えた時から居住者として課税。</p> <p>再渡航した場合には、出国した翌日から非居住者に該当。再渡航した後に再度日本に出張ベースで一時帰国する場合には、非居住者期間の日本の滞在日数により、租税条約の短期滞在者免税の適用の可否を検討。</p> <p>なお、再渡航後も日本に居所があると認められる場合には、非居住者としての取扱いができない可能性もあり。</p>	

### 3. 年末調整時の留意点について

上記のケースで見えてきたように、年末調整の対象となるのは居住者期間でかつ日本で支払がされた給与になります。もし、4月から日本の居住者に該当しそのまま年末まで日本に滞在している場合には、4月から12月までの給与について年末調整の対象になります。

居住者の場合には、居住者期間に支払った社会保険料や生命保険料について所得控除の適用があります。

なお、給与については支給時期の居住形態により課税判定を行うため、例えば賞与の支給対象期間が非居住者であったとしても、居住者期間に支給が確定していれば賞与の全額について居住者の累進税率で課税されることになります。

### 4. 居住者の確定申告について

居住者になった後に国外から給与の支払があった場合には、居住者の確定申告書の提出が必要になります。提出期限は翌年3月15日になりますが、納税管理人を選任せずに出国する場合には、出国日までに申告書の提出が必要になりますので、留意が必要です。

居住者期間については、全世界所得に対して課税がされることから、日本国内だけではなく国外の利子、配当や譲渡所得など居住者期間に発生した所得についても申告義務が生じることになります。

### おわりに

今回はコロナ禍での一時退避者の取扱いについてケース別に見てきましたが、留意点に記載した通り、実際の取扱いについてはさらに検討が必要な事例も多く存在すると思われます。一時退避者だけでなく、日本勤務予定で日本に入国できない、海外勤務予定で日本から出国できないなどのリモートワークでの取扱いなども発生していると思われますが、本稿でのケース別の整理が少しでも実務処理のご参考になれば幸いです。

※ご参考：過去に発行した関連記事

[グローバルモビリティ～国際税務～ 海外勤務者にかかる税務調査の動向と国際人事のすべき対応](#)

[グローバルモビリティ～国際税務～ 確定申告時に改めて確認：コロナ禍における海外赴任者の税務上の取扱い FAQ](#)

※過去のニュースレター一覧はこちら [人事・組織 ニュースレター Initiative](#)

国際人事税務関連記事はこちら [グローバルモビリティニュースレター](#)

## デロイト トーマツ税理士法人

### グローバル エmployer サービス(GES)



パートナー 川井 久美子

[kumiko.kawai@tohatsu.co.jp](mailto:kumiko.kawai@tohatsu.co.jp)

## ニュースレター発行元

### デロイト トーマツ税理士法人

#### グローバル エmployer サービス(GES)

email : [deloitte.tax.ges@tohatsu.co.jp](mailto:deloitte.tax.ges@tohatsu.co.jp)

会社概要 : [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス : [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

GES サービス: <http://www.deloitte.com/jp/global-employer>

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数者を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社（デロイト トーマツ税理士法人を含む）に限り、以下「デロイトネットワーク」と総称します）に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001